



帯行政第70号

平成26年 2月 7日

帯広市監査委員 西田 譲 様
同 秋田 勝利 様
同 石井 啓裕 様

帯広市長 米沢 則 兼
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成25年7月26日付帯監査第26号で報告のあった平成25年度定期監査及び財政援助
団体監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じました
ので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告（定期監査）

監査指摘	措置状況
<p>定期監査の結果、一部に前回の指摘事項と同様の誤りを繰り返しているものも見受けられましたが、全体を通して改善が図られていることが確認できました。</p> <p>一方、契約締結にあたり、予定価格の決定に注意を欠く事例も見受けられましたことから、その意義をしっかりと認識して適正に事務を行う必要があります。</p> <p>また、温度変化により無色となるインクを用いたボールペンを使用して、公文書を作成したものがありません。このペンは、容易に記載事項を改ざんすることができるほか、保存状況によっては色あせることも懸念され、公文書作成に用いることは不相当であります。このことは、公文書の重要性やその取扱いに関する職員の認識が不足していることの証左であると考えます。</p> <p>今後の予算執行においては、今回の指摘について改めて全庁的な事項としてとらえていただき、基本に忠実な経理事務の徹底を図るなど、より一層適正な事務執行に努められますことを期待いたします。</p>	<p>指摘を受けた事項について、各課において研修を行うなど、適正処理の徹底を図りました。以前に指摘を受けた誤りを改善できていない事例があることから、各種研修などの機会を通じて、全庁的な基礎知識・事務処理能力の更なる向上に努めてまいります。</p> <p>帯広市事務処理規程により、事務の処理は文書によって行うことが原則となっております。これは、文書による記録が長期にわたって保存できるという「保存性」が理由のひとつと考えられます。</p> <p>今回指摘を受けた、温度変化により無色となるインクを用いたボールペンを使用したことは、容易に改ざんできること、色あせる可能性があることから文書の保存性が失われる危険性があります。</p> <p>公文書の記録を失うことは、帯広市の意思決定事項とその過程を失うことになり、これは市役所のみならず、帯広市民の財産である行政情報を損なうことになります。職員に対していま一度、公文書の重要性を理解したうえで適正な事務執行にあたるよう徹底を図ってまいります。</p>

措置状況報告書(財政援助団体監査)

監査結果に関する意見の概要	措置の状況
<p>監査の結果につきましては、対象団体において支出 伺書等の発議から領収証書の保存まで、それぞれ適正 に行われていました。</p> <p>一方、補助目的の達成に直接必要かどうか明らかでな いと思われる経費が、補助対象経費の中に含まれてい たものや、補助対象経費の範囲が過大になっていると 思われるものが見受けられましたことから、今後、より効 果的で効率的な補助事業の執行に向けて検討する必 要があると考えます。</p> <p>さて、経済情勢の目まぐるしい変化や市民ニーズの多 様化、さらにはオール十勝での取組の進展などに伴い、 公共的団体の活動に対してもより質の高い仕事が求め られております。</p> <p>今回監査を行いました4法人は、商工業や観光、消費 生活のそれぞれの分野で幅広く活動しており、その果た す役割はますます重要なものとなってきております。</p> <p>今後とも、十勝地域の観光資源の宣伝や地場産品の 販路拡大並びに消費者の保護及び地域産業の高度化 と複合化の促進等を通じ、活力ある地域経済の発展と 市民福祉の向上に向けまして、これまで蓄積された力と 可能性を最大限発揮されますよう期待いたします。</p>	<p>団体における事務処理につきましては、各団体にお ける規則、規程等に基づき適切に実施するよう今後も指 導してまいります。</p> <p>補助事業の適正な執行については、市民に対する説 明責任を果たすことができるよう、補助対象経費の内容 や範囲を十分精査したうえで、補助金等の支出事務を 行ってまいります。</p> <p>今後とも、団体の経営、財政状態の適切な把握に努 め、適切な運営が図られるよう、指導・助言してまいりま す。</p>